

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第111号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「(第2項第1号を除く。)」を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「京都市左京消防署花背消防出張所において単身で勤務し、消防作業等に従事した」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「業務に従事した日1日につき350円」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第13条及び第14条の規定は、平成29年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

(消防局総務部人事課)